

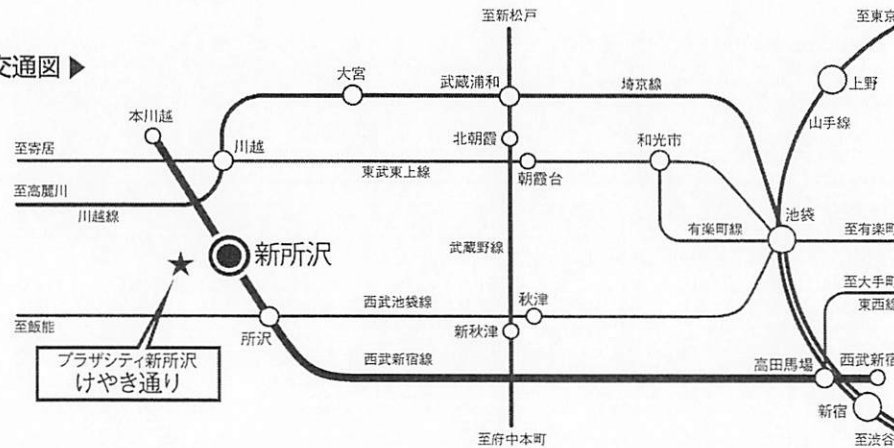
埼玉県所沢市 プラザシティしんところざわけやきどおり

プラザシティ

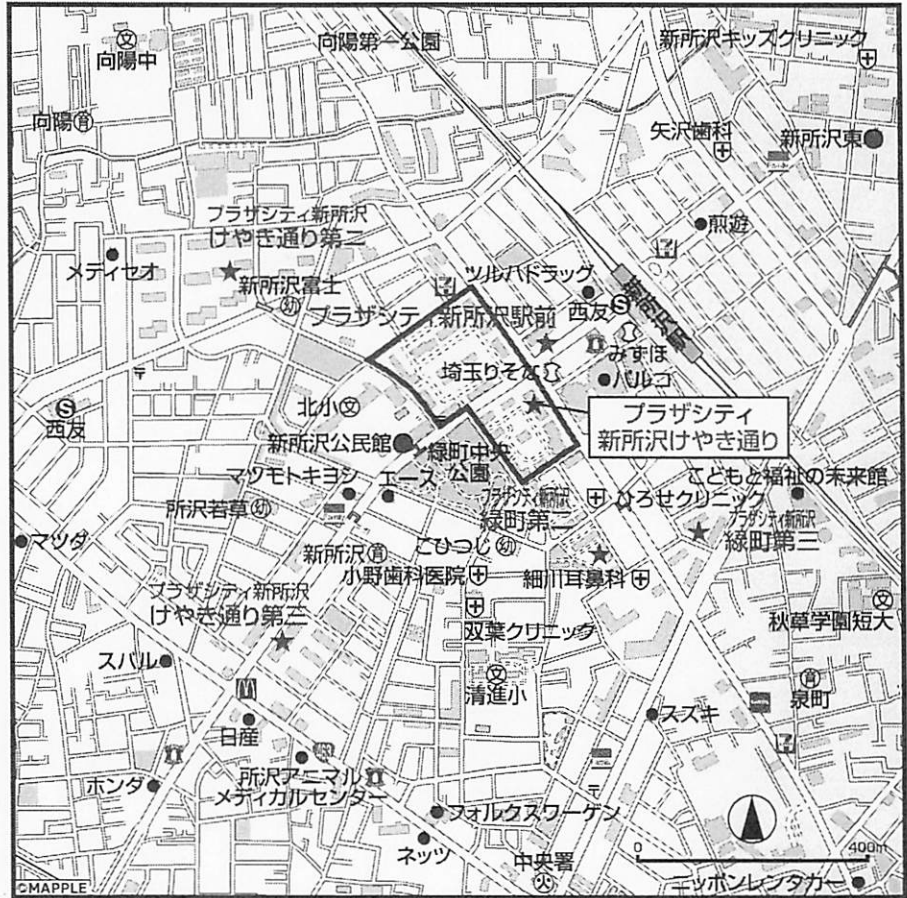
新所沢けやき通り

- 管理開始 / 平成5年4月～平成16年12月
- 住居表示 / 〒359-1111 埼玉県所沢市緑町一丁目
1～9号棟 : 5番〇号棟—〇〇〇〇号室
10～19号棟 : 6番〇〇号棟—〇〇〇〇号室
- 交通 / 西武新宿線「新所沢」駅下車、徒歩4～8分
※住棟により、所要時間が異なる場合があります。
- 戸数 / 1,046戸
※一部地域リノベーション住宅を含みます。
- 建物構造 / 鉄筋コンクリート造
1・2号棟 : 8階建 12号棟 : 6階建
3号棟 : 7階建 (一部5階) 13号棟 : 11階建 (一部7・9・10階)
4・5号棟 : 5階建 14号棟 : 7階建 (一部5階)
6号棟 : 14階建 15・16号棟 : 7階建
7号棟 : 5階建 17号棟 : 8階建 (一部5・6・7階)
8・9号棟 : 7階建 18号棟 : 8階建
10号棟 : 9階建 (一部8階) 19号棟 : 14階建
11号棟 : 8階建
- 駐車場 / 平面式・機械式

交通図 ▶



周辺案内図



令和4年3月現在

暮らしのご案内

<公共施設>

●市役所・出張所	所沢市役所 新所沢まちづくりセンター	〔航空公園〕駅北東方約 300m 団地隣接	所沢市並木1-1-1 所沢市緑町1-8-3	04-2998-1111 04-2924-2955
●警察署	所沢警察署	〔航空公園〕駅北東方約 600m 団地内	所沢市並木1-6-1 所沢市緑町1-6-21	04-2996-0110 04-2924-7659
●消防署	中央消防署	南方約 790m	所沢市けやき台1-13-11	04-2929-9125
●郵便局	新所沢郵便局	団地内	所沢市緑町1-6-11	04-2923-4953
●保健所	所沢市保健センター	南東方約 2.9km	所沢市上安松1224-1	04-2991-1811

<教育施設>

●保育園	市立新所沢保育園 私立泉町保育園	南西方約 330m 南東方約 690m	所沢市緑町3-4-6 所沢市泉町1830	04-2922-4595 04-2924-9221
●幼稚園	私立新所沢こひつじ幼稚園 私立新所沢富士幼稚園 私立新所沢若草幼稚園	南方約 230m 北西方約 470m 南西方約 490m	所沢市緑町2-19-4 所沢市緑町4-15-32 所沢市緑町3-22-15	04-2922-4015 04-2922-3856 04-2922-5751
●小学校	市立北小学校 市立清瀬小学校	団地隣接 南方約 450m	所沢市緑町1-10-33 所沢市けやき台1-38-1	04-2922-3404 04-2924-0637
●中学校	市立向陽中学校	北西方約 970m	所沢市向陽町2124	04-2923-7201

<医療施設>

●病院	防衛医科大学校付属病院(総合)	〔航空公園〕駅北東方約 400m		
●医院	双葉クリニック(婦・内・外・消・呼・循) 細川耳鼻咽喉科医院(耳鼻・皮) ひろせクリニック(内・小・アレ他) 小野歯科医院(歯)	南方約 350m 南東方約 330m 南東方約 200m 南西方約 320m		

<利便施設>

●店舗	ビッグ・エー 新所沢店 新所沢パルコ 西友 新所沢店	団地隣接 北東方約 160m 〔新所沢〕駅前		
●金融機関	※このほか〔新所沢〕駅周辺に新所沢名店街など各種店舗があります。 埼玉りそな銀行 新所沢支店 三井住友みずほ銀行	団地隣接 〔新所沢〕駅周辺		

<電気・ガス・水道>

●電気	電気の使用開始までに、ご希望の電力会社にお申込みください。			
●ガス	ガスの使用開始までに、ご希望のガス会社にお申込みください。			
●水道	所沢市水道部		04-2921-1080	
●ゴミ処理	所沢市環境クリーン部 東部クリーンセンター		04-2998-5300	

<駐車場の管理・運営>

	西埼玉住まいセンター		049-263-2111	
--	------------	--	--------------	--

<管理サービス事務所>

	ブラザンティ新所沢けやき通り 管理サービス事務所		04-2922-3402	
--	--------------------------	--	--------------	--

※距離表示については、記載駅および団地からの直線距離を示します。
※連絡先等については、令和元年6月現在のものです。

特記事項 ※下記事項については、あらかじめご承知おきください。

■当団地について

当団地はUJ都市機構の建替事業により建設した賃貸住宅です。

■集合住宅での共同生活の注意

- 完全防水を施しているのは浴室だけです。玄関・バルコニー等、浴室以外の場所で水を流すと階下に漏水するおそれがありますので、気をつけましょう。
- 集合住宅では、隣接する住宅・上下階の住宅の間で、生活音や振動のトラブルが生じることがあります。衝撃音に対する遮音性能を有していても、コンクリートは音や振動に敏感です。音に対するトラブルを予防するためにお互いに注意しましょう。

■動物飼育の禁止について

- 団地内において小鳥及び魚類以外の、犬、猫、ハト、ニワトリなどの動物を飼育することを禁止しています。
- 身体障害者補助犬法に定める盲導犬、介助犬及び聴導犬については、UR賃貸住宅内で生活を共にすることを認めています。ただし、UR都市機構の許可が必要です。

■引越時のご注意

引越し車両は、積載量4トン以下のものを使用して下さい。

■周辺の用途地域等

当団地周辺は、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域となっております。

■騒音等について

- 当団地の東側に保道川(越所沢線)が隣接しており、騒音があります。この対策として、道路側開口部(小窓等)には、防音に配慮したサッシを設置しています。
- 電気室およびエレベーター、自転車置場付近に近接する住戸については、騒音等があります。
- 航空自衛隊入間基地による航空機騒音がある場合があります。
- 11号棟の南東側に面して道路があり、騒音があります。

■日照について

当団地の一部の住宅については、冬至期において日照が十分確保されない場合があります。

■地域リロケーション住宅について

一部の住宅については、「地域リロケーション住宅」があります。この住宅への入居資格要件には、契約者及び同居される世帯全員の所得の上限が定まっているため、一般のUR賃貸住宅と異なり、申込本人を含めた同居世帯全員の方の課税(非課税)証明書が必要となります。

■団地内諸施設の立ち入り検査について

団地内に設置される電気、ガス、電話、給排水等の諸施設の整備・点検等のため、各事業者等が敷地内に立ち入ることを認めていただきます。

■郵便局の設置について

11号棟の1階に、郵便局が設置されています。

■敷地の無償貸与について

団地内に設置される電気、ガス、電話、給水等の諸施設用地はその用途が廃止されるまで各事業者に無償で貸与していただきます。

■団地内通行について

近隣者等が、団地敷地内を通行することを認めていただきます。

■防犯カメラについて

10号棟のメールコーナーおよびエレベーター内、11号棟のメールコーナー付近、エレベーター内及び屋内自転車置場に防犯カメラが設置されています。

■自転車置場について

当団地内には建設戸数に対し、一戸あたり1.5台相当の自転車置場が設置されています。

■車の乗り入れの禁止について

引越及び入居後において団地内アプローチへの車の乗り入れはできません。(ただし、緊急車両をのぞきます。)

■駐車場について

●当団地には有料駐車場(平面式、機械式2段駐車場)が設置されています。

- 機械式2段駐車場には、車長4.85m、車幅1.80m、車高下段1.55m、上段2.0m、車両重量下段1.7t、上段2.0t以下の車(概ね2,000cc以下の車)でなければ駐車できません。(注1)機械式2段駐車場を利用する場合、異常な降雨時またはその事態が予測されるときには、ビッド内(地下部分)にある車は、地上に避難させてください。

(注2)利用者数の状況に応じ、機械式2段式駐車場を暫定平面式駐車場(車両重量等の緩和があります。)とした場合、将来、駐車場必要台数の増加に伴い再度機械式駐車場に変更することがあります。

■カーシェアリングサービスについて

当団地にお住まいの方は、カーシェアリングサービスをご利用いただけます。ご利用には、カーシェアリング提供事業者への利用登録のほか、別途、利用料(この利用料には利用登録手数料等は含まれません)をお支払いください。また、事業者の都合により、設置台数の変更やサービスを終了する場合があります。

■自動火災報知設備について

10~14・19号棟の各住戸及び6号棟の11階以上の住戸には、消防法に基づき、自動火災報知設備(感知器など)が設置されており、年2回の点検が必要となります。点検・改修の際は住戸内に立ち入ることを認めていただきます。

■防災カーテン等の使用について

13・19号棟については、消防法の規定により、防災機能(防災表示付)を有するカーテン及びジュータンの使用が義務付けられています。詳細については、最寄りの消防署にお問い合わせください。

■バルコニーについて

バルコニーは火災などの緊急時には避難路として使用しますので、物置等は設置できません。また、バルコニーの壁面より外側に洗濯物を干したり、手すりの上又は外側に植木鉢等の物を置くことはできません。

■テラスについて

11号棟の一部の住宅にはテラスが設置されており、日常の維持管理は当該住宅の入居者の方に行っていただきます。



特記事項

※下記事項については、あらかじめご承知おきください。

■花台について

- 11号棟の一部の住宅には花台が設置されている住宅があります。水やりの際の飛散に注意して周辺に迷惑のかわらないようにお使いください。
- 花台以外の用途では使用しないでください。
- 花台からはみ出すようなものは危険ですので置かないでください。

■外部物入について

11号棟の   タイプの住宅には、外部物入が設置されております。日常の維持管理については、当該住戸の居住者の方に行っていただきます。使用にあたっては換気を十分に行ってください。また、貴重品・品質の管理の保持が求められる品物の保管は避けてください。

■ガス設備

ガス熱量 13A

■給湯設備

キッチン、浴室、洗面化粧ユニット、洗濯機置場(1~9・15~18号棟のみ)へ給湯ができます。(給湯器能力16号相当、11号棟のみ24号相当)また、浴槽のお湯を加熱(追い焚き)することができます。

■換気設備

キッチン、浴室、トイレ等及び11号棟の床下収納等は機械換気、その他は自然換気となります。

■電気容量

- 4・5・10~16・19号棟は最大容量50アンペアまで増量ができます。それ以外の号棟は40アンペアまで増量ができます。(アンペア数値は、100ボルトの換算値です。)
- 契約容量の変更については、入居後にUR都市機構へ届出が必要ですが、なお、最大契約容量の変更の際は、住宅用分電盤等の取替え工事が必要となる場合があります。
- 各住戸にエアコン専用コンセント、キッチン用大型機器用(電子レンジ等)専用コンセント、トイレ内専用(11号棟は除く)コンセント及び11号棟のみ洗面室大型機器用(洗濯機等)コンセントを設置しています。
- 11号棟の各住戸には、ピークアラーム分電盤を配置しています。電気の使用状態を表示するとともに使いすぎを音声で知らせます。(レベル表示については分電盤にて表示します。また音声については住宅情報誌にてお知らせします。)

■住宅情報設備

- 各住戸にモニター付きインターホンを設置しています。玄関子機との通話ができます。
- 11号棟の各住戸に住宅情報盤を設置しています。セキュリティ情報を表示するほか、インターホンとして玄関ドアホンの通話ができます。
- 各住戸にトイレコールボタン、バスコールボタンを設置しています。ボタンを押すことにより、家人に異常を知らせます。3・4・7・9・17・18号棟1階住戸、15号棟1・2階住戸(301・306号室)、16号棟1・2階住戸、10~14・19号棟の全住戸。
- 4号棟1階住戸、15・16号棟の1・2階住戸および5号棟全住戸に緊急通報装置を設置しており、トイレコール、バスコールおよび緊急通報用取りボタンを押すことにより、あらかじめ設定した場所に通報ができます。
- 10~14・19号棟の全住戸及び8号棟の11階以上の各住戸に火災感知器を設置しています。非常時、居室規模(11号棟は住宅情報盤)に警報音、音声合成音、表示ランプで知らせます。

■電話設備

- 電話回線は2回線の配線となっております。電話機のほかに、ファクシミリ、インターネットなどにもご利用できます。(毎月の電話料金のうち、配線設備使用料が不要になります。)
- 電話回線の使用にあたっては、お客様各自にて、通信事業者にお申し込みを行っていただきます。
- 電話回線の使用にあたり発生する費用については、すべてお客様の負担となりますのでご了承ください。
- 主な居室に電話コンセント(モジュラージャック式)を設置しています。

■携帯電話について

携帯電話は通信各事業者、それぞれの通信システムで運用されております。したがって、事業者が設置する通信中継設備の位置及び電波状況によっては、団地内または建物内での使用において通信が不能となる場合があります。

■インターネット設備について

当団地では、VDSL、LAN配線(10・11号棟)、光配線(FTTH)(※一部ご利用いただけない棟もございます。)、CATVによるインターネットサービス(有料)をご利用になれます。詳しくは、下記サービス提供事業者へお問い合わせください。
OLAN : (株)NTT-ME
OFTH : 東日本電信電話(株)(6・13・15・16・19号棟)
OVDSL : 東日本電信電話(株)・KDDI(株)
OCATV : J・COM

■テレビ設備について

- 当団地にはCATV設備が導入されています。NHK受信料を除く、一般放送の視聴は無料です。また、別途契約により、多チャンネルサービス(有料)もご利用いただけます。詳しくは、J・COMへお問い合わせください。
- 11号棟には、BS・110度CSアンテナ、それ以外の住棟にはBSアンテナが設置されています。ご視聴にあたっては、専用チューナーが必要となります。なお、衛星放送を受信する際は、各放送事業者と受信契約が必要となる場合があります。(一部受信できないチャンネルもあります。)

■冷暖房設備について

- リビング・ダイニングまたは居室にエアコンを1台設置しています。なお、取替えに際してはUR都市機構の承諾が必要となります。
- 設置されているエアコンの能力は、標準的な気象条件をもとに窓面積等を考慮して選定されています。そのため、気象条件によっては設定する室温に到達できない場合があります。
- エアコン(室内・室外機)の設置位置については、機器周辺の状況により、変更となる場合があります。
- ガスコンセントと配管用スリーブが設置されている居室には、ガス利用によるFF暖房機の取付けができます。

■床暖房設備機器の使用について

11号棟の各住宅には、温水床暖房設備が設置されておりますが、ご使用にあたっては、ご自身で武州ガス(株)に使用申込(床暖房設備仕様契約)を行っていただきます。床暖房設備の使用料(ガス料金は含まれておりません。)は別途、武州ガス(株)へお支払いいただくこととなります。なお、武州ガス以外のガス小売業者からガス供給を選択した場合、使用料が変更されることとなりますので、詳細については、リーフレットに記載されているガス床暖房賃貸制度事業者(武州ガス)に直接お問い合わせください。

■乾燥設備

11号棟の浴室に浴室暖房乾燥機(換気機能付)を設置していますので、浴室を乾燥室としてご利用いただけます。

■多機能便座について

一部住宅では、トイレに多機能便座を設置しております。なお、取替えに際しては、UR都市機構の承諾が必要となります。

■ドロッピングコンロについて

一部住宅には、ドロッピングコンロが設置されております。汚損・破損等に伴う設備機器の修理、または、取替えについては、当該住宅にお住まいの方の負担となります。また、取替えに際しては、UR都市機構の承諾が必要となります。

■天井インサートについて

一部の住宅のリビング・ダイニング等の天井には、天井からカーテンやブラインドを吊るして空間を区切る際等に利用できるよう、天井インサート(ネジ穴)を設置しています。この部分を利用し、器具等を設置する場合は、UR都市機構への模様替え申請が必要となります。また、退去の際に原状に回復していただくこととなります。

■取外し可能間仕切り

一部住宅には、取外し可能間仕切りを設置しています。取り外しおよび再設置する場合は、専門業者へ依頼する必要があります。その費用は入居者の方の自己負担となります。また、退去される際は原状(間仕切りを設置した状態)回復していただくこととなります。内部をご確認ください。

■反社会的勢力の排除

暴力団・暴力団関係者のUR賃貸住宅へのご入居はお断りしております。また、UR賃貸住宅を暴力団事務所として使用することは禁止しております。なお、ご契約時に反社会的勢力ではないこと等に関する表明約的印に署名捺印をいただきます。

■現況優先

間取図と現況に相違ある場合は、現況優先となります。また、住宅により内装等の仕様や設備が異なる場合がありますので、必ず住宅内部をご確認ください。

